

V 就学前から卒業後にわたる切れ目ない 支援体制の整備

1 就学前からの相談・支援体制の整備

現状と課題

(1) 保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談支援

障害を早期に発見し、発達段階に応じて計画的に支援していくことは、その後の成長に大きな効果があることから、市町村では、母子保健法に基づく1歳6か月健診や3歳児健診を行うとともに、早期からの相談・支援を行っています。市町村によっては、よりきめ細かな支援を行うために、5歳児健診を行うところも増えてきています。また、県福祉部局の施策により市町村をサポートするシステム^{V1)}もあります。ここでは、子どもの発達段階や障害に配慮した療育の在り方や子どもへの関わり方等について、保護者への助言を行っています。総合教育センターに設置されている「子ども教育相談室」の発達相談においては、1,460人（平成28年度・延べ人数）の相談を行っています。保護者が子どもの障害を受け止めて向き合うためには、保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談支援が必要です。

(2) 関係機関の連携による相談先や進学先への情報の引継ぎ

障害のある子ども等が必要とする一貫した適切な指導や切れ目ない支援を可能にするためには、相談支援の履歴をその後の教育支援^{V2)}やその先の進学先へと丁寧に引き継いでいくことが必要です。その際、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携が欠かせないことから、適切な指導・支援に係る情報を共有するために、個別の教育支援計画¹²¹⁾を活用していくことが重要になります。また、就学・進学する時点やそれ以降においても、障害のある子ども等の教育的ニーズに、障害の状況に適した学びの場の選択について保護者が考えることができるようにするためには、子ども本人や保護者の気持ちに寄り添いながら教育支援を進めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援の充実

ア 就学前に行っている支援の計画等と個別の教育支援計画との関連についての研究

これまで「子育て支援ファイル^{V3)}」等の普及と就学以降の活用の検討を行ってきましたが、引き続き、各学校段階における個別の教育支援計画との関連について研究を進めます。

イ 新学齢児の計画を作成する市町村への支援についての研究

市町村教育委員会による新学齢児を対象とする個別の教育支援計画の作成を支援するために、作成に必要な情報収集に係る関係機関との連携やサポートチーム^{V4)}の仕組みについて研究します。

ウ 就学・進学先等への情報引継ぎの推進

障害のある子ども等が適切な指導・支援を学校で受けたり、各関係機関から有効なサービスを受けたりすることができるように、乳幼児健診等で把握された情報を個別の教育支援計画に取りまとめ、就学・進学先や就労先で活用できるような引継ぎを推進します。

(2) 適切な就学先の決定に向けた相談支援の推進

ア 総合教育センター、教育事務所等が果たしている相談機能の拡充

幼稚園等での指導・支援に係る相談や助言、就学に係る早期からの相談や就学後の継続的な助言を行うことができるようにするために、総合教育センターや、「特別支援教育総合推進事業^{III10)}」により教育事務所、特別支援学校が現在果たしている相談機能の拡充^{V5)}に努めます。なお、相談支援に当たっては、各園(所)が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容などの質的な向上に努めていきます。

イ 市町村での相談体制づくりの推進

市町村教育委員会において、障害のある子ども等の教育的ニーズに応える適切な教育支援が行われるよう、指導主事^{I23)}の専門性の向上を図るとともに、専門家の意見や幼稚園等での情報を保護者と共有し、保護者の心情に寄り添いながら、障害のある子ども等の就学先について早期から継続して考えていく相談体制づくりを推進します。なお、教育支援の在り方については、教育支援担当者が参加する「教育支援に係る推進会議」や各教育事務所ごとに開催される教育支援担当者会議等を通して、市町村教育委員会に国の動向や適切な就学先決定についての考え方等についての情報提供や助言を適切に行っていきます。

ウ 子どもの学びの場について考える保護者のための相談支援の推進

その時点での障害のある子ども等の教育的ニーズに最も的確に応える指導を求める保護者に対して、就学した後の発達や適応の状況を勘案しながら、保護者が柔軟に子どもの学びの場について考えることができる相談支援を推進します。

2 幼稚園等における特別支援教育の推進

現状と課題

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用の推進

平成29年度の県内公立幼稚園における個別の教育支援計画^{I 21)}の作成率^{III 3)}については、51.4%でした。また、平成29年度の県内公立幼稚園における個別の指導計画^{I 22)}の作成率^{III 3)}については、90.3%でした。幼稚園等では個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を行いながら、その計画の活用を進めているところです。今後、より多くの幼稚園等における個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成及び活用について推進し、障害のある子ども等の教育的ニーズに応えていくことが必要です。

(2) 園(所)内における協力体制づくりと関係機関とのネットワークづくり

個別の指導計画を活用した指導・支援を行っていくためには、園(所)内における協力体制づくりがより一層必要となります。障害のある子ども等が孤立したり、保護者や担任、担当が悩みを抱え込んでしまったりすることのないように、丁寧に相談しながら支援を進めていくことが重要です。障害のある子ども等にとって最適な指導・支援を行っていくためには、個別の教育支援計画を活用し、保護者とのよりよい関係や関係機関とのネットワークづくりについて、より確実なものにしていくよう推進していくことも必要です。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用した支援の充実

ア 障害に対する理解を深めるために実施する研修の推進

障害に対する教職員の理解を深めるために、引き続き「特別支援教育総合推進事業」により、教育事務所配置の特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザー(特別支援教育コーディネーター^{III 2)})が行う助言や援助を活用して、幼稚園等が行う研修の充実を図る取組を推進します。なお、相談支援に当たっては、各園(所)が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容などの質的な向上に努めていきます。

イ 計画の活用による園(所)内での情報共有及び委員会設置の推進

一人一人に応じた支援に対する理解を園(所)内で共通化できる指導体制を確立するために、個別の指導計画によって情報を共有し、園(所)内に置く委員会の設

置・開催を推進します。また、個別の教育支援計画によって、園(所)と保護者と関係機関と情報を共有するためのネットワークづくりを推進します。

(2) 健康管理の充実

障害のある子ども等の健康管理には特に配慮を要することから、保健福祉部局との連携の下で、乳幼児健診結果等の情報を就園時に引き継ぎ、一人一人の健康課題^{V6)}を早期から把握し、対応する取組について推進します。

(3) 地域の学校や関係団体との連携協力体制の充実

ア 幼稚園等と小・中学校の連携の強化の推進

障害のある子ども等が必要とする指導・支援を地域の幼稚園等、小・中学校が協力して行っていくために、幼保小連携、小中連携を一層強化し、情報交換や、支援に係る理解の共通化を図る取組について推進します。

イ NPO等地域の支援団体とのネットワークづくり

地域社会の理解や支援を得ながら協働して、障害のある子ども等一人一人の教育的ニーズに応えるために、親の会やボランティア団体、NPO法人等の地域の支援団体とのネットワークづくりを推進していきます。

ウ 「障害児相談担当者連絡会^{V7)}」の拡充

地域ごとの関係者の連携協力体制を強化する一つの機会として、特別支援教育センター（総合教育センター内）が行う、「障害児相談担当者連絡会^{V7)}」を拡充し、全県的な規模で実施していきます。

3 卒業後の支援体制の整備

現状と課題

(1) 高等学校等における卒業後の支援体制の整備

特別支援学校では、進路指導主事を中心に、卒業生の進路先を訪問して、進路先への定着や安定した生活を送ることができているかなどについて聞き取り、その状況を家族や保護者に伝え、卒業生がよりよい生活を送れるようにするための支援に努めています。こうした支援は、進路先や家庭から直接依頼を受けて行う場合もありますが、卒業から数年の間はすべての卒業生を対象に行っています。

障害のある子ども等の卒業後の進路先への定着に係る支援は、特別支援学校に限らずとても重要であり、高等学校等においても卒業後の支援に係る体制整備が必要です。

(2) 成長や指導・支援の記録の関係機関による共有

障害のある子ども等が、卒業後の社会生活を円滑に営むことができるようにするためには、切れ目ない指導・支援が行えるように、成長の記録や指導・支援の記録を、その取扱いに留意して、関係機関が共有し、活用していく必要があります。

施策の方向

(1) 卒業後の支援の充実

卒業後の進路先における充実した生活を送ることができるように、学校による支援体制の充実を図り、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や進路先と連携した支援を推進します。

(2) 支援の継続に活用できる個別の教育支援計画の研究

進路先、関係機関において必要な情報を共有し、卒業後の支援の継続と充実を図ることのできる個別の教育支援計画について研究します。

(3) 「高等学校における通級による指導^{IV9)}」の研究

卒業後の円滑な社会生活を目指すため、「高等学校における通級による指導^{IV9)}」を実施し、より効果的な指導方法や制度の形について研究します。

【注釈】

- V1) 「県福祉部局の施策により市町村をサポートするシステム」とは、例えば「マザーアンドチャイルド」など広域ネットワークにおける事業がある。なお、事業の内容については今後変更となる可能性もある。
- V2) 「教育支援」とは、その子どもの成長にとって最も望ましい「学びの場」について考え、就学先決定について適切な相談、支援、手続きを進めることを言う。以前は「就学指導」などと呼ばれていた。「就学指導」との違いは、就学前からの丁寧な相談、ガイダンスや就学後の適応状態の確認等までを含むことである。
- V3) 「子育て支援ファイル」とは、特別な支援を必要とする子ども一人一人に、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、保護者の了解の下、保健福祉部局、教育委員会等関係部局が連携して作成する書類綴ること。法定健診結果や得意なこと、苦手なこと、必要な支援の情報が記載される子どもの育ちの記録。乳幼児期に作成を開始する。
- V4) 「サポートチーム」とは、在籍園所、医療機関、保健福祉部局（保健師）、特別支援教育コーディネーター、小学校教諭、教育委員会のメンバーがチームを組んで、一人の子どもを対象にした長期にわたる継続した支援を行い、より柔軟な就学先決定を行っていくための組織のこと。
- V5) 「相談機能の拡充」とは、例えば、相談・検査の実施、関係機関の紹介、乳幼児からの支援、研修会実施、専門家チームの派遣、地域サービスの紹介など、子どもに必要な支援は何か、誰が中心になって行うのかなどの具体的な支援の方法についての検討や、個別の教育支援計画の改善を行うなどの機能を拡充すること。
- V6) 「健康課題」とは、新型インフルエンザ等の新たな感染症や、ぜん息、食物アレルギーなど、子どもの現代的健康課題のこと。健康課題は多様化・深刻化しており、障害のある子どもの場合には、体調不良等について上手に伝えられないことも多いことから、課題に適切に対応するための健康管理や指導を工夫していく必要がある。
- V7) 「障害児相談担当者連絡会」とは、障害のある子どもの療育や教育、相談等の担当者を対象に実施している研究協議会・講演会のこと。県内の特別支援学校、小・中学校（通級指導教室）の職員及び教育事務所、市町村教育委員会、教育研究所、障害児通園施設、保健福祉事務所、市町村保健福祉担当課、保健センター、児童相談所、発達障害者支援センター等の職員を対象に、情報交換や研修を行い、各機関が連携を図りながら指導・援助の体制づくりを進めるとともに、担当者の資質向上を図ることを目的としている。
-